

令和4年度 児童育成クラブ途中入会のご案内

児童育成クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後および学校休業日に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。草津市には、公設児童育成クラブ「のびっ子」が14箇所、民設児童育成クラブが21箇所あります。

(令和4年4月新規開設の小校区：志津)

1. 対象児童と提出書類について

対象児童 (以下の全てに該当する方)	提出書類
○小学校1年生～6年生	○児童育成クラブ入会申請書 家族・児童の状況調書(申請書裏面)
○児童育成クラブ保育料の滞納がないこと	○延長保育申請兼登録書(必要な方のみ)
○次の理由(ア～エ)により保護者が昼間に児童の養育することが困難であり、かつ、同居の親族その他の者においても養育に当たることができないと認められること	○左欄の理由(ア～エ)に応じた次の書類
ア 保護者の就労 (求職中での申請は不可)	ア-1(会社勤務の方) 就労状況証明書(※)
	ア-2(自営業の方) 就労状況証明書(※)+開業届または確定申告書等の自営業である証明となるもの(写し可)
イ 産前産後(出産月を除く産前2か月から産後6か月まで)	イ-1(産前) 母子健康手帳等、出産予定日が確認できるもの(写し可)
	イ-2(産後) 出生証明書や母子健康手帳等の出産日が確認できるもの(写し可)
ウ 保護者の疾病	医師の診断書(写し可)
エ 就業を目的とした職業訓練、学校への就学	就学を証明する書類+時間割と就学期間が分かるもの(写し可)

※就労証明書等添付書類について、併願申請する場合や兄弟姉妹等で同時申請する場合は、コピーを取りそれぞれに添付してください。保育所等へも申請される場合はその写しでも可能です。

- ・障がいをお持ちの児童は、その程度が中程度で集団生活を行うことができる児童が対象となります。「放課後等デイサービス」の申込については、発達支援センター(TEL:077-569-0353)へお問合せください。

2. 途中入会の受付期間と提出先

申請書受付期間	結果通知発送時期	提出先
利用開始月の 前月 20 日まで	申請された月の 下旬頃	各児童育成クラブまたは子ども・若者政策課（市役所 さわやか保健センター2階）※土曜日の受付はクラブ のみ（開所状況を事前に確認ください）

- ・入会希望者が定員を超えた場合は、入会申請書等に基づき、優先順位の高い方から入会していただきます。
- ・学校休業期間（春・夏・冬休み）のみの一時入会制度もあります。申請期間は「4. 学校休業期間一時入会の開設日、申請期間、保育料について」のとおり。詳細は、事前に市 HP や広報誌へ掲載します。
- ・併願して申請する場合は、各々のクラブへ申請が必要です。
- ・複数のクラブから入会許可を得た場合は、入会しないクラブへ速やかに入会辞退の連絡をしてください。

3. 開設日・時間、保育料について

開設日、基本保育時間	基本保育料	延長保育料	
		午前 8時～8時30分	午後 5時30分～7時
・平日 放課後から 午後5時30分まで	9,000円/月 (8月以外)	500円/月	2,000円/月 ※200円/回 (5回まで)
・土曜日、学校休業期間 午前8時30分から 午後5時30分まで	11,500円/月 (8月)		

※スポット料金…延長保育を登録していない方が、やむを得ない理由で延長保育を利用する場合の料金であり、上記回数を超えた場合、月額料金となります。

- ・休所日は、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・台風や災害が起きた場合、感染症等において学級閉鎖になった場合は学校に準じます。
- ・土曜日および学校休業期間の登所と全ての降所については、保護者または保護者の依頼を受けた18歳以上（※）の方による送迎が必要となります。また、お住まいの学区外の学校（私立小学校等）に通学している児童は、学校授業期間も登所の際に送迎が必要です。

（※18歳を迎えた初めの3月31日を超えた方）

4. 学校休業期間一時入会の開設日、申請期間、保育料について

学校休業期間 開設日	申請期間	基本 保育時間	基本 保育料	午前延長保育料	午後延長保育料
				8時～8時30分	5時30分～7時
学年始休業期間(1期) 4月1日～4月8日	2月1日 ～20日	午前 8時30 分 ～ 午後 5時30 分	3,500円	400円	600円 ※200円/回(2回まで)
夏季休業期間(2期) 7月21日～8月25日	6月1日 ～20日		13,000円	1,800円	2,500円 ※200円/回(5回まで)
冬季休業期間(3期) 12月24日～1月6日	11月1日 ～20日		3,500円	400円	600円 ※200円/回(2回まで)
学年末休業期間(4期) 3月25日～3月31日	2月1日 ～20日		3,000円	300円	500円 ※200円/回(2回まで)

※スポット料金

5. 退会について

毎月末日が退会日となりますので、「児童育成クラブ退会届書」を退会予定日の10日前までに提出してください。提出がない場合は、保育料を納付いただくことがあります。

6. 入会の取り消しについて

- ・入会基準を満たさなくなったとき
例) 保護者が、育児休業期間を産後6ヶ月経過した後、就労復帰しない場合
例) 年度途中で離職し、求職期間が3か月以上を超える場合
- ・入会申請書類に虚偽があったときやクラブの管理運営上支障があるときなど
- ・保育料を3ヶ月分滞納したとき

7. その他

- ・ひとり親家庭、非課税世帯など、入会児童の世帯状況により、保育料が減免できる場合があります。詳しくはお問合せください。(毎年度、申請が必要となります)
- ・保育料以外に、おやつ代や行事代など、実費負担が必要となります。
- ・学校休業期間および学校給食がない日は、お弁当の持参が必要となります。
- ・公設クラブの入会は、通学されている小学校区の施設のみとなります。
- ・民設クラブの通所可能小学校区や独自延長保育時間等については、各クラブへ直接お問合せください。

《 お問合せ・申請書類提出先 》

各児童育成クラブ(一覧のとおり)または子ども・若者政策課(さわやか保健センター2階)

TEL: 077-562-7882、FAX: 077-561-6780

(民設児童育成クラブに関しては、各クラブへ直接お問合せください)